

国立病院・療養所の存続・拡充を求める意見書

国は、平成 8 年、社会保険 3 割負担をはじめ、高齢者からの保険料徴収、定率制の患者負担、薬剤費に対する保険給付の上限、医療費の定額払い等から成る医療保障制度の抜本改革案（厚生省案）を取りまとめ、その第一段階として、平成九年に、社会保険の一割自己負担を 2 割とするなど、国民の負担増となる医療保険制度の改正を行った。また、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本方針」（平成 8 年閣議報告）により、その再編成・合理化を積極的に推進することとしている。

国立病院・療養所は、これまで、地域に密着した基本的、一般医療の提供の他に、結核、筋ジストロフィー、重症心身障害児（者）、ハンセン病などの長期慢性疾患や難病の分野を担当し、さらには、肺がん、肺疾患等の特殊高度医療をも実施することにより、地域医療の向上に大きく貢献している。今後も、これまでの機能に加えて感染症対策、痴呆患者対策・救急医療の拡充を望んでいます。

このように、これらの国立医療機関が果たしてきた「いつでも、どこでも、誰でも安心して医療が受けられる」という基本的役割は、将来ともさらに重要性をましていくと考えられます。財政改革等の要請はあるものの、一連の医療制度改革や組織の再編成合理化案は、この基本的役割を十分勘案し、調整を図りながら進める必要があると思われます。

よって、国におかれては、誰でも、安心して医療が受けられるよう医療保険制度の確立を図るとともに、国立病院・療養所の再編成に当たっては、難病をはじめとする長期入院患者・地域住民等の期待に応えるため、独立行政法人化を避けるなど国立病院・療養所の充実強化を図るように強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 1 1 年 3 月 2 9 日
 沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
 内閣総理大臣 厚生大臣 大蔵大臣 総務庁長官